

令和5年12月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第26002号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年11月10日

判 決

5 当事者 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、原告1に対し、52万9014円及びこれに対する令和2年11月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告2に対し、146万4042円及びこれに対する令和
10 2年11月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告3に対し、46万1714円及びこれに対する令和2年11月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告4に対し、40万0330円及びこれに対する令和2年11月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 15 5 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、原告1と被告との間について生じた費用はこれを6分し、その1を被告の負担とし、その余を原告1の負担とし、原告2と被告との間について生じた費用はこれを15分し、その1を被告の負担とし、その余を原告2の負担とし、原告3と被告との間について生じた費用はこれを7分し、その1を被告の負担とし、その余を原告3
20 の負担とし、原告4と被告との間について生じた費用はこれを8分し、その1を被告の負担とし、その余を原告4の負担とする。
- 7 この判決は、1項から4項までに限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

25 第1 請求

- 1 被告は、原告1に対し、344万1915円及びこれに対する令和2年11

月15日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告2に対し、2273万9718円及びこれに対する令和2年1月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 3 被告は、原告3に対し、336万7885円及びこれに対する令和2年1月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 被告は、原告4に対し、330万0363円及びこれに対する令和2年1月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

10 本件は、聖マリアンナ医科大学（以下「本件大学」という。）が実施した平成27年度から平成30年度までの一般入学試験（以下「本件入学試験」という。）を受験し、不合格とされた女性である原告ら4名が、本件大学を設置・運営する被告に対し、本件入学試験では性別（女性であること）によって受験生を差別して取り扱う属性調整（以下「本件得点調整」という。）が行われており、本件得点調整を前提とした入学試験の手続は、本件大学を受験した各原告に対して各年度ごとに不法行為を構成するところ、これらは、法人としての被告の不法行為であるとともに、入試委員会を構成する委員らに対する被告の使用者責任も生じると主張して、それぞれ、民法709条又は715条に基づき、原告のうち3名（原告番号1、同3、同4）については、受験慰謝料30
15 0万円、各原告固有の実費及び弁護士費用に相当する損害金並びにこれらに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下についても同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、また、原告番号2については、上記損害金に加え、本件得点調整がなければ入学試験に合格し得たことを前提に、慰謝料500万円及び本件大学以外
20 の医科大学に進学したことに伴って生じた費用に相当する損害金並びにこれらに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による
25

遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

(1) 当事者

ア 被告は、神奈川県川崎市所在の本件大学を設置運営する学校法人である。

イ 原告らは、いずれも平成27年度から平成30年度まで（以下「本件対象年度」という。）の間に、本件入学試験を受験した女性である。

(2) 本件対象年度における本件大学の医学部医学科入学試験の概要（甲2）

ア アドミッション・ポリシー

本件大学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の内容は別紙3のとおりである（甲2・17頁）

イ 入学試験の種別

本件大学の医学部医学科入学試験は、①一般入学試験（本件入学試験）、②指定校制推薦入学試験、③一般公募制推薦入学試験の3種類に分かれる。

ウ 一般入学試験

上記イ①の一般入学試験（本件入学試験）においては、第1次試験と第2次試験が実施される。

第1次試験は、英語（配点100点）、数学（配点100点）、理科（配点200点）の試験であり、全科目に基準点を設け、1科目でも基準点に達しない場合は、不合格になることもある。

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して実施するもので、その内容は①適性検査（参考情報として用いられ、配点が行われていない。）、②面接（配点100点）、③小論文（配点100点）であり、これらの成績と第1次試験の成績及び出願書類（志願票と調査書）を総合して評価した上、合格者が決定される。

エ 入学検定料

本件対象年度の本件入学試験の検定料はいずれも各6万円である。

オ 募集人員と倍率（甲共1）

平成27年度の本件入学試験の募集人員は100名であり、倍率は32.1倍であった。

平成28年度の本件入学試験の募集人員は100名であり、倍率は34.3倍であった。

平成29年度の本件入学試験の募集人員は95名であり、倍率は33.3倍であった。

平成30年度の本件入学試験の募集人員は85名であり、倍率は37.6倍であった。

カ 入試委員会の役割

(ア) 本件大学の入学試験に関する事項は入試委員会が執り行い、入試委員会に関する庶務は教学部教育課が担当している。本件大学の入試委員会の学内における位置付けは別紙4のとおりである。学校教育法上、教授会は、学長が学生の入学に関する事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとされているところ（同法93条2項1号）、本件大学では、学生の入学に関する事項を教授会の審議事項の一つとし、教授会の下に常設の委員会として入試委員会を設置している。

(イ) 入試委員会は、学長の委嘱を受けた教授、准教授又は講師5～7名で構成され、その委員長は学長の指名により、その副委員長は委員長の指名によりそれぞれ選任される。本件対象年度における入試委員会の委員はいずれも本件大学の教授であった。

(ウ) 入試委員会は、本件入学試験の審議の経過及び結果を学長及び医学部長に報告することとされており、これを受けて、学長が入学手続を終えた者に入学を許可すると定められている。

(3) 原告らによる本件大学の医学部医学科の受験

ア 原告1は、平成30年度に実施された本件入学試験を受験し、1次試験は通過したが、2次試験で不合格と判定された。

イ 原告2は、平成29年度及び平成30年度の本件入学試験を受験し、平成29年度においては1次試験で不合格となり、平成30年度においては1次試験は通過したが、2次試験で不合格と判定された。

ウ 原告3は、平成27年度の本件入学試験を受験し、1次試験で不合格と判定された。

エ 原告4は、平成28年度の本件入学試験を受験し、1次試験で不合格と判定された。

(4) 本件得点調整の有無についての調査の経緯

ア 緊急調査

平成30年7月頃、学校法人東京医科大学の入学試験に関して内部調査が実施され、入学試験において特定の受験者の試験結果への加点や、受験者の性別、現浪区分に応じた試験結果への加点が行われていたことが判明した。これを受けて、平成30年8月から、文部科学省高等教育大学振興課大学入学試験室（以下「**入学試験室**」という。）は、本件大学を含む医学部を設置する複数の大学に対し、緊急調査を行った（「**医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査**」）。本件大学は、同緊急調査に対し、受験者の性別・現浪区分という属性を理由とする一律の差別的取扱いを否定する回答をした。

入学試験室は、本件大学に対する訪問調査等を実施した上で、平成30年12月14日、「**医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ**」（甲共3）を公表した。同まとめの中では、本件大学の平成28年度から平成30年度の3か年の一般入学試験において、性別・現浪区分等の属性を理由とする一律の差別的取扱いが疑われ、不適切である可能性が高いことが指摘されている。

イ 本件大学の監事による監査

上記指摘を受けて、本件大学は、平成30年度の入学試験に関して本件大学の監事らに委嘱して監査を実施したところ、本件大学から嘱託を受けた監事らは、平成31年1月28日、本件大学の一般入学試験において、受験者を男女あるいは現役・浪人等の属性に分け、その属性により一律に加点、あるいは減点等を行った事実は認められなかった、との結論を記載した監査報告書を提出した（甲共5）。本件大学は、入学試験室に対し、上記監査報告書を提出し、その内容を報告した。

ウ 第三者委員会による調査

イの報告を受けて、入学試験室は、平成31年2月21日、本件大学に対し、本件大学と利害関係のない独立した委員により構成される第三者委員会を設置し、第三者委員会による調査を実施することを求めた。

本件大学は、平成31年3月29日、弁護士資格を有する委員から構成される第三者委員会を設置し（以下「本件第三者委員会」という。）、同委員会に対し、事実関係の調査及び仮に問題行為が認められた場合には原因分析及び再発防止策の策定を委嘱した。

(5) 本件第三者委員会による調査結果（甲共2）

本件第三者委員会は、令和元年12月12日、調査報告書を公表した（以下「本件調査報告書」という。）。本件調査報告書のうち、本件訴訟に関連する部分の概要は以下のとおりである。

ア 本件第三者委員会は、本件大学の役員、教員及び職員並びに元役職員ら40名に対して延べ48回のヒアリングを実施した。

本件第三者委員会は、調査会社に依頼し、本件大学の関係者31名のパソコン等に含まれる電子データ（電子メールを含む。）及び本件大学校舎の地下にある入学試験の成績処理等を行うための作業部屋に設置された本件大学の入学試験の成績管理用のパソコン3台を保全し、これらのデ

ータについて必要かつ可能な範囲で復元作業を実施した上で、レビューを行った。データのレビューについては、1次レビューは調査会社及び調査会社と協働する弁護士が行い、2次レビューは本件第三者委員会が行った。

5 イ 本件第三者委員会は、アの調査結果等に基づき、本件対象年度の本件大学の一般入学試験において、入試委員長、副委員長ら4名により、性別・現浪区分という属性を理由とする一律の差別的取扱いが行われていたと認定した。他方、本件大学の理事長、学長、学部長ら及び上記4名
10 の入試委員長ら以外の入試委員については、監督責任等は免れないと考えざるを得ないものの、上記差別的取扱いの認識があったとは認められないとした。

(6) 本件調査報告書に対する本件大学の反応

15 本件大学は、本件調査報告書を受けて、令和2年1月17日、「本件医学部入学試験に関する「第三者委員会」の調査報告書について」と題する声明を公表した（甲共6）。

20 同声明には、「本学といたしましては、一律機械的に評価を行ったとは認識しておりませんが、かかる報告を踏まえ、意図的ではないにせよ、属性による評価の差異が生じ、一部受験者の入試結果に影響を及ぼした可能性があったとの認識に至りました。」との記載があり、本件対象年度において本件大学を受験した学生（入学者及び辞退者を除く）から申し出があれば入学検
25 定料を返還する旨の記載がある。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、被告の不法行為責任・使用者責任（争点(1)）、原告らの損害及び因果関係（争点(2)）である。

25 (1) 争点(1) 被告の不法行為責任・使用者責任

（原告らの主張）

ア 法人としての被告の不法行為であること

本件大学が女性であるという理由で一律に女子受験生を不利益に取り扱う属性調整を行っていたことは、本件調査報告書における司法的手法による分析結果及び統計学的分析結果から明らかである。入学者の選抜は大学の運営に直結する重大事項であるからこそ、教授会に設置された常置委員会として組織された入試委員会が所掌しているのであって、元入試委員長ら4名のみの個人的見解に基づいて入学者の選抜にかかる事項を決定できるはずはなく、入試委員会は、少なくとも対象年度において、性別による差別的取扱いを含んだ入学者選抜試験体制を構築しこれを遂行することを、被告の組織として、あらかじめ決定していたといえる。被告は、本件大学の理事長の認識如何にかかわらず、民法709条に基づく不法行為責任を負う。なお、本件大学において、一般入学試験における具体的選抜方法や評価基準の設定について入試委員会に一任されていたとしても、本来本件大学の業務を総理し、入試委員会を監督する立場にある理事長等がその監督を放棄したものにすぎない。被告が不法行為責任を負うことは明らかである。

イ 使用者責任

本件入学試験の実施及び選抜に関する事項を所掌する入試委員会の委員長ら4名が本件得点調整を実施していたことは本件調査報告書においても認定されているところ、同人らの行為が不法行為を構成することは明らかである。同人らは、本件大学の教員であり、学長から入試委員会の委員を委嘱されたものであるから、本件大学が事業のために使用する者であった。被告は少なくとも同人らに対する使用者責任を負う。

ウ 違法性

被告が行った本件得点調整は、女性であるという理由だけで、本人の努力や能力とは全く関係なく、一律に女子受験生を不利益に扱うものであ

る。被告は、本件入学試験を募集する時点で本件得点調整を行うことを予定していたにもかかわらず、これを秘してあたかも公正・公平な入学試験を行うかのように装って受験生を募り、受験生に公正・公平な入学試験が行われるものと信じさせ、本件入学試験への申込みをさせた。

5 性別を理由とする差別的取扱いが違法であることは、日本国憲法、教育基本法、学校教育法、大学設置基準に照らして明らかであり、本件大学のアドミッションポリシーにも違背するものであって、その違法性は明白である。

エ 権利侵害

10 (ア) 原告らは本件入学試験において被告が本件得点調整を行うことを知っていたれば、本件大学を受験することはなかった。被告が本件得点調整を行うことを秘して本件入学試験を実施したことにより、原告らは、本来であれば受験するはずのなかった本件大学を受験することとなり、受験する大学を選択する自己決定権を侵害されるとともに、他大学を受験する機会を喪失した。

15 (イ) また、原告らは、本件得点調整を前提とした本件入学試験を受験したことで、自らの意思に反して、教育上差別されない権利及び人格権を侵害された。

(被告の主張)

20 ア 法人として差別的取扱いを行った事実はないこと

本件大学が本件得点調整を行うことを秘して本件入学試験の受験者を募集した事実はない。

25 本件大学が第三者である原告らに対して故意による不法行為に基づく損害賠償責任を負うことが認められるためには、法人代表者である被告理事長が不法行為について故意を有していたことを要する（私立学校法29条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律78条）ところ、本

件調査報告書においても、理事長、学長、学部長らについて差別的取扱いの認識があったとは認められておらず、被告に故意による不法行為が成立する余地はない。

イ 監督義務違反が認められないこと

5 本件大学の入試制度においては、入試委員会の独立性維持の観点から、理事長が入試委員会の人選や運営等に関与することはそもそも予定されていなかった。したがって、被告理事長に入試委員会に対する法的な監督義務違反を認めるのは困難である。

ウ 使用者責任

10 争う。

(2) 争点(2) 原告らの損害及び因果関係

(原告らの主張)

被告の不法行為によって原告らに生じた損害は以下のとおりである（別紙5及び6）。

15 ア 慰謝料

(ア) 受験慰謝料

原告らは、本件入学試験が公正・公平に行われるという信頼のもとに本件大学の受験を決意し、一生懸命勉学に取り組んだ上で、本件入学試験を受験したものである。原告らは、令和2年1月になって初めて本件入学試験において性別による差別的取扱いが行われていたことを知り、
20 大きな衝撃を受けた。被告の行為は医師を目指して真摯に勉学に取り組んでいた原告らの信頼を一方向的に裏切るものであるところ、さらに、被告は、本件第三者委員会が本件入学試験における差別的取扱いの存在を認定した後も、一律機械的に評価を行ったとは認識していないとして不
25 合理的な弁解を続けており、原告らの受けてきた精神的損害は甚大である。原告らの慰謝料額は、各原告について、各受験年度当たり300万円を

下らない。

(イ) 原告2の不合格慰謝料

原告2については、原告2が受験した平成30年度入学試験の2次試験において80点を加点すると、成績順位が280位から187位に変化した。本件大学の平成30年度入学試験の2次試験受験者は423名であり、そのうち上位130名が正規合格者、131位から392位までが順位を付した補欠者であり、最終的に187位までが繰上合格者となった。そうすると、原告2は、本件得点調整がなければ本件入学試験に合格していた者であり、本件得点調整によって本来合格したはずの本件大学に不合格となったものであるから、その精神的損害は甚大であり、(ア)の慰謝料に加えて、さらに500万円と評価される。

イ 入学検定料等

(ア) 原告らは、本件大学を受験するに当たり、以下のとおり、入学検定料、交通費及び宿泊費を負担した。これらは被告の不法行為によって原告に生じた損害である。

① 原告1

平成30年度の入学検定料6万円、交通費5万6514円、宿泊費1万2500円（なお、原告1は、宿泊して本件入学試験を受験するに当たり、同一機会に他校を受験していない。）

② 原告2

平成29年度の入学検定料6万円、同年の交通費1100円、平成30年度の交通費2942円

③ 原告3

平成27年度の入学検定料6万円、同年の交通費1714円

④ 原告4

交通費330円

(イ) 原告2の授業料差額等

原告2は、本件得点調整によって不合格と判定された結果、現在は他の医科大学（以下「他医科大学」という。）へ進学しているところ、以下のとおり、他医科大学への進学に要する入学金、授業料等、被告に進学していれば必要としなかった費用を負担しており、これらは被告の不法行為によって原告2に生じた損害である。なお、被告の損益相殺の主張は争う。

① 授業料差額 581万1000円

他医科大学進学に要する6年間の授業料等は合計4054万3000円であるところ、本件大学の6年間の授業料等は3473万2000円であり、差額は581万1000円である。

② 賃料

原告2の実家は本件大学の通学範囲内にあるから本件大学に入学していれば賃貸物件を借りることなく医学部に進学することができたところ、他医科大学は実家から通学することができない遠方にあるため、進学するためには賃貸物件を借りるほかなかった。したがって、原告2が卒業までに負担する賃料相当額は本件得点調整によって原告2に生じた損害である。

原告2が平成30年4月から令和2年9月までに賃貸物件の賃料として支払った総額は118万1969円であり、令和2年10月から卒業予定である令和6年3月までに負担する賃料の総額は250万5300円であるから、合計368万7269円が原告2に生じた損害である。

③ 転居費用

原告2は、他医科大学に進学するために転居を余儀なくされ、その費用として11万0160円を要した。原告2が本件大学に入学して

いれば転居は不要であったから、これは本件得点調整によって原告2に生じた損害である。

ウ 弁護士費用

原告らは被告に対して損害賠償を求めるために、弁護士に委任して訴訟を提起せざるを得なかった。被告は、原告らの損害の1割に相当する金員を弁護士費用として賠償する義務を負う。

(被告の主張)

ア 原告らには権利侵害がなく、また原告らの主張する損害との因果関係は認められず、損害の発生については争う。

医学部への入学を希望する者は、合格可能性を高めるため、なるべく多くの学校を受験するところ、平均して10校前後の入学試験を受けるのが一般的であり、また試し受験という形態の受験もあり得るから、原告らが本件得点調整の存在を知っていれば本件大学を受験しなかったとは言い切れない。

原告らは本件入学試験以外にも他の医学部の入学試験を受験したものと考えられるところ、他に受験機会を喪失した大学の存在が具体的に主張立証されておらず、原告らが他大学を受験する機会を喪失したとは認められない。本件大学の設けている受験科目は他大学医学部でも採用されている一般的な内容であり、原告らが本件入学試験に向けた受験勉強を行っていたとしても原告らの努力が無になるという関係にはない。

本件大学の事後的対応によって、原告らに生じる慰謝料の程度に影響が生じることはない。

原告2(平成29年度)、原告3及び原告4は、本件入学試験の1次試験において不合格と判定されているのであるから、学力が合格水準に達していなかった結果不合格と判断されたものにすぎず、平等権や人格権の侵害があったとはいえない。

また、原告1及び2（平成30年度）についても、本件得点調整の有無にかかわらず不合格となっていた可能性が高い者らであり、本件得点調整がなければ本件大学に合格していたとは認められないのであるから、平等権や人格権侵害を認める余地はない。なお、原告2（平成30年度）
5 について、本件得点調整がなければ本件大学に合格していたことが高度の蓋然性をもって立証されているとはいえない。

イ 入学検定料等

被告は、本件対象年度のすべての出願者に対し、所定の手続をとることによって入学検定料6万円を含めた実費について返還する措置をとっている
10 いる（乙6）。原告らも手続をとることによって返還を受けることができる。

ウ 原告2の損害

原告2の実家から本件大学への通学は往復で4時間を要するため、本件大学が原告2にとって通学圏内にあったとはいえない。仮に通学圏内であったとしても、原告2が本件大学に実家から通学する選択をしたとは
15 考えられないから、原告2は本件大学に進学したとしても転居費用及び賃料の支出を免れない。一般に本件大学のある川崎市の賃料は他医科大学のある県と比較して高額であり、原告2に損害は発生していない。また、原告2は、令和2年10月に他医科大学のある県内において転居
20 しているところ、転居後に増加した賃料額は因果関係のある損害に含まれない。

むしろ、原告2は、他医科大学のある県において賃料を支払って通学する方が、本件大学周辺に家を借りて通学するよりも賃料の支出あるいは
25 実家からの通学であれば通学定期代の支出を抑えることができるのであるから、支出を免れた部分については損益相殺されるべきである。

エ 弁護士費用は争う。



第3 当裁判所の判断

1 争点(1) 被告の不法行為責任・使用者責任

(1) 本件得点調整の存在

本件調査報告書によれば、本件第三者委員会は、①本件対象年度にかかる
5 2次受験者の性別、年齢、現浪区分並びに2次試験科目の合計点及び科目内
訳が記載されたエクセルファイル、②平成28年度入試の第2次試験の全受
験生の氏名、性別、年齢、現浪区分等が記載されたエクセルファイルを入手
し、これらに記載されたデータを分析した結果、いずれの対象年度において
も「志願票・調査書」の採点において、性別・現浪区分に応じて機械的に点
10 数が割り振られている傾向が顕著に認められたものと判断している。

本件調査報告書の分析によれば、平成27年度入試における「志願票・調
査書」の配点は80点であったところ、現役生から4浪以上までの5段階に
分けてそれぞれ男女別の点数帯を比較した場合、男女の点数差が18点とな
る受験生が多数を占め、その割合は、入学者については約83%、現浪区分
15 の判明した第2次試験受験者においては約91%に及んでいることが判明し
ている。

本件調査報告書の分析によれば、平成28年度入試における「志願票・調
査書」の配点は80点であったところ、現役生から4浪以上までの5段階に
分けてそれぞれ男女別の点数帯を比較した場合、男女の点数差が19点とな
20 る受験生が多数を占め、その割合は、入学者については約92%、現浪区分
の判明した第2次試験受験者においては約96%に及んでいることが判明し
ている。

本件調査報告書の分析によれば、平成29年度入試における「志願票・調
査書」の配点は160点であったところ、現役生から4浪以上までの5段階
25 に分けてそれぞれ男女別の点数帯を比較した場合、男女の点数差が60点と
なる受験生が多数を占め、その割合は、入学者については約96%、現浪区

分の判明した第2次試験受験者においては約83%に及んでいることが判明している。また、平成29年度入試においては、面接の点数が50点以下の場合には「志願票・調査書」の採点結果を100点減点するという取扱いが行われており、この取扱いを考慮すれば、男女の点数差が60点であった者の割合は、現浪区分の判明した第2次試験受験者においては約97%に及んでいることが判明している。

本件調査報告書の分析によれば、平成30年度入試における「志願票・調査書」の配点は180点であったところ、現役生から4浪以上までの5段階に分けてそれぞれ男女別の点数帯を比較した場合、男女の点数差が80点となる受験生が多数を占め、その割合は、入学者については約90%、現浪区分の判明した第2次試験受験者においては約86%に及んでいることが判明している。平成30年度においても、面接の点数が50点以下の場合には「志願票・調査書」の採点結果を100点減点するという取扱いが行われており、この取扱いを考慮すれば、男女の点数差が80点であった者の割合は、現浪区分の判明した第2次試験受験者においては約93%に及んでいることが判明している。

また、本件調査報告書によれば、本件第三者委員会が、入試委員長ら4名に、本件入学試験に関して、実際に提出された志願票・調査書をピックアップし、氏名・生年月日・性別・高等学校名（男女共学の場合を除く）・大学・大学院・予備校・職業歴等の情報を黒塗りした状態で模擬採点してもらったところ、実際に本件入学試験において付された点数と大きく相違したことが判明している。

上記事実からすれば、本件対象年度において本件得点調整が行われたことは明らかといえる。

(2) 被告の責任

被告は、本件得点調整の存在を認識していたのは入試委員長ら4名のみで

あり、他の委員は認識しておらず、かつ、入試委員会は本件大学内で独立して入試事務を行っていたとして、法人としての被告は不法行為責任を負わない旨主張する。

しかし、被告は本件大学を運営する法人であるところ、本件大学の行う事業には多種多様なものがあり、入学試験もその重要な事業の一部である。多くの部門に細分化され、事業が分掌されている法人については、各部門が法人の事業を実施しているのであり、その中で独立した権限を有する部門があったとしても、そのような権限の在り方を定めたのは当該法人である以上、当該部門に与えられた独立した権限の下に行った事業について違法性が認定されるのであれば、そのような組織体制を構築した法人が当該部門の行った事業にかかる不法行為責任を負う主体となるものと解される。

本件調査報告書によれば、少なくとも本件入学試験の枢要な部分を担う入試委員長、副委員長ら4名が本件得点調整を認識していたというのであり、かつ、少なくとも対象年度である平成27年度から平成30年度までの4年間は継続して行われていたものであるから、本件得点調査は、入試委員長ら4名の個別の行為にとどまらず、法人の一部門である入試委員会全体が主体となって行ったものといえる。入試委員会は、本件大学内に設置され、与えられた権限をもとに、本件大学における入学試験に係る事業を実施しているのであるから、入試委員会が主体として行った本件得点調整に違法性が認められるのであれば、法人としての被告の行った不法行為として被告に不法行為責任が生じることとなる。

(3) 本件得点調整の違法性

本件得点調整は、本件入学試験を受験した受験生を、その能力にかかわらず、女性受験生であることにより一律に男性受験生よりも低い配点を割り振るものであるところ、被告は本件得点調整の存在自体を否定しており、このような取扱いを行うことの合理性について主張立証はない。

被告は学校法人（私立学校法3条）であり、本件大学は私立学校法で認められた私立学校であって、教育機関として公の性質を有する地位にあることからすれば（私立学校法2条1項及び3項、学校教育法1条、2条1項、教育基本法6条1項）、本件大学は、本件入学試験を実施するに当たり、憲法、
5 教育基本法及び学校教育法等の公法上の諸規定の趣旨を尊重し、公正かつ妥当な方法により入学者を選抜する義務を負うものと解されるところ、本件得点調整は、合理的理由なく、女性という性別を有する者を差別するものであって、「公正かつ妥当な方法」による入学者の選抜とはいえず、その違法性は顕著である。

10 (4) 原告らの権利侵害

本件大学は本件対象年度において本件得点調整を行ったところ、いずれの年度においても本件入学試験の募集要項に本件得点調整が行われることは記載されておらず、アドミッションポリシー（別紙3）にも言及はないから、
15 本件大学を志望する者は、本件得点調整の存在を知らされることなく、性別による差別を受けない公正・公平な試験を受験できるものと誤信して本件入学試験を受験したものといえる。そうすると、原告ら本件大学の受験生は、本件入学試験を受験したこと自体によって、同人らの同意のないままに、本件大学が行った性別による差別を受ける立場に置かれたことになる。

公正・公平性が期待されるべき大学入学試験において受験生が合理性を欠く差別を受けないという利益は、憲法、教育基本法及び学校教育法等の公法上の諸規定の趣旨を尊重すべき立場にある本件大学が本件入学試験を実施するに当たり受験生に対して保障すべき利益であり、個々の受験生が有する大学選択の意思決定の自由の基盤をなすものであるといえる。原告ら受験生は、
20 本件入学試験の結果如何にかかわらず、本件入学試験を受験したこと自体によって、上記利益を保障されず、かつ、意思決定の自由を侵害されたものであり、被告は本件得点調整を行うことによって原告らに保障すべき利益及び
25

意思決定の自由を侵害したことにつき不法行為責任を負う。

2 争点(2) 原告らの損害

(1) 慰謝料

ア 原告1、原告3及び原告4について

5 上記原告らは、意図せずして性別による差別である本件得点調整が設けられた本件入学試験を受験することとなったことにより上記1(4)の自由及び利益を侵害されたものであるから、そのこと自体により相当の精神的損害を受けたということが出来る。原告1、原告3及び原告4が本件入学試験を受験したことにより受けるに至った精神的損害は、1人当たり
10 40万円とするのが相当である。

イ 原告2について

原告らは、原告2については、平成30年度試験において、本件得点調整を受けていなければ合格の判定を受けていた蓋然性があるとして、本来合格と判定されるべきであったにもかかわらず不合格と判定されたこと
15 による精神的損害が生じた旨主張する。

この点、「入学試験成績一覧表の内容及び再集計に関する事実実験公正証書」(乙A1)によれば、平成30年度試験の2次試験の結果を前提に、女性である受験生に対し、実際に判定された点数に80点を加点したと仮定すると、原告2の場合は、実際の試験では280位の順位が付されていたが、187位に順位が上昇したことが認められ、また、弁論の全趣旨によれば、平成30年度の本件入学試験においては、上位130名が正規合格者であり、上位131位から262位が補欠者とされていたところ、最終的に187位までを繰上合格とした事実が認められる(被告第5準備書面第1の2参照)。これらの事実によれば、原告2については、平成30年度の本件入学試験において、実際は不合格と判定された
20 ものであるが、本件得点調整を受けていなければ繰上合格となった可能

性が相当程度あるといえる。

しかしながら、本件得点調整がなかったと仮定した場合の原告2の順位は繰上合格の最終位と同位（187位）であって、辞退者の動向等のわずかな差異によって繰上合格の有無が変動し得るものである。本件調査報告書においても、平成30年度の本件入学試験において男女の受験生を比較して80点の点差が生じているのは、入学者については約90%、現浪区分の判明した第2次試験受験者の場合において多くとも約93%にとどまり、100%となっているものではない。そうすると、原告2が上記93%に属することを前提として、原告2が本件得点調整によって80点の点差をつけられた結果不合格の判定を受けるに至った蓋然性や、本件得点調整を受けていなければ繰上合格により合格判定を受けていた蓋然性があるとまでは認定困難というほかなく、上記のとおり相当程度の可能性があったといえるにとどまる。

上記を前提として、原告2の慰謝料をさらに検討すると、上記アと同様の性別による差別的取扱いを設けていた本件入学試験を受験したことによる精神的損害と、本件得点調整がなければ本件入学試験に繰上合格となっていた可能性が相当程度あったことによる精神的損害を総合して、原告2の慰謝料額を140万円とするのが相当である。

(2) 入学検定料等

ア 原告らが本件入学試験を受験するために支出した入学検定料（1回当たり6万円）は、被告の不法行為によって原告らに生じた損害である。

そうすると、入学検定料に相当する損害は原告1、原告2及び原告3について各6万円となる（原告2の平成30年度の入学検定料は請求されていない。）。

イ 原告らが本件入学試験を受験するために支出した宿泊費、交通費は、被告の不法行為によって原告らに生じた損害である。

原告1に生じた損害は、交通費5万6514円（甲A1、2）、宿泊費1万2500円（甲A3）であると認められる。なお、原告1が宿泊して本件入学試験の2次試験を受験する際に、併せて他大学を受験した事実は認められない。

原告2に生じた損害は、交通費4042円（甲B1、2）である。

原告3に生じた損害は、交通費1714円（甲C1）である。

原告4に生じた損害は、交通費330円（甲D1）である。

(3) 原告2の逸失利益等

原告2は、本件得点調整がなければ平成30年度の本件入学試験に繰上合格していた蓋然性があるとして、実際に入学した他医科大学に通学するために要する費用と本件大学に通学するために要する費用の差額は被告の不法行為によって原告2に生じた損害である旨主張する。

しかし、原告2が本件得点調整を受けていなければ繰上合格により合格判定を受けていたとの事実自体が認定困難であることは上記(1)イのとおりであり、原告2について上記事実を前提に原告の主張する逸失利益等を生じたと認めることはできない。

(4) まとめ

以上検討したところによれば、原告らに生じた損害は、原告1について、慰謝料40万円、入学検定料6万円、交通費5万6514円、宿泊費1万2500円の合計52万9014円であり、原告2について、慰謝料140万円、入学検定料6万円、交通費4042円の合計146万4042円であり、原告3について、慰謝料40万円、入学検定料6万円、交通費1714円の合計46万1714円であり、原告4について、慰謝料40万円、交通費330円の合計40万0330円である。

3 結論

よって、原告らの請求は、被告に対し、上記各損害額及びこれらに対する訴

状送達の日翌日からの民法所定の割合による遅延損害金の支払を求める限度
で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することし、主文のと
おり判決する。

東京地方裁判所民事第7部

5

裁判長裁判官

新谷 祐子 

10

裁判官

伊藤 吾朗 

15

裁判官

志村 敬一 

弁護士 相原わかば 福岡県福岡市中央区六本松 2-3-6
 弁護士 角田由紀子 東京都豊島区高田 1-36-13
 弁護士 板倉由実 東京都千代田区二番町 7-3
 弁護士 中山純子 埼玉県川越市元町 1-9-19
 弁護士 糸瀬美保 京都府京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 280
 弁護士 打越さく良 新潟県新潟市中央区米山 2-5-8
 弁護士 野田葉子 愛知県名古屋市中区丸の内 2-18-22
 弁護士 海老原夕美 埼玉県さいたま市浦和区高砂 2-1-16
 弁護士 橋本佳子 東京都新宿区四谷 1-4
 弁護士 太田啓子 神奈川県藤沢市藤沢 551-1
 弁護士 橋本智子 大阪府大阪市淀川区東三国 5-12-6
 弁護士 折井純 東京都千代田区九段南 4-6-1
 弁護士 長谷川京子 兵庫県神戸市中央区栄町通 6-1-17
 弁護士 川戸万葉 東京都渋谷区代々木 2-5-1
 弁護士 淵上陽子 東京都千代田区九段南 4-6-1
 弁護士 岸松江 東京都新宿区四谷 1-4
 弁護士 船波恵子 群馬県館林市代官町 10-34
 弁護士 木山悠 東京都新宿区新宿 1-26-1
 弁護士 本多広高 東京都渋谷区桜丘町 8-11
 弁護士 倉重都 東京都新宿区新宿 2-8-1
 弁護士 本田正男 神奈川県川崎市川崎区榎町 1-1
 弁護士 玄場和子 東京都港区港南 2-16-1
 弁護士 三浦桂子 北海道札幌市中央区大通西 12
 弁護士 神原みわ子 東京都西東京市ひばりが丘 1-1-1
 弁護士 宮本洋一 宮城県仙台市青葉区二日町 13-22
 弁護士 今野久子 東京都新宿区四谷 1-4
 弁護士 安田まり子 東京都新宿区百人町 2-2-1
 弁護士 斉藤秀樹 神奈川県横浜市中区日本大通 14
 弁護士 山崎新 東京都武蔵野市吉祥寺南町 3-1-1
 弁護士 櫻町直樹 東京都渋谷区東 3-25-3
 弁護士 横地明美 愛知県名古屋市長区乗鞍 2-601-13
 弁護士 笹泰子 東京都武蔵野市吉祥寺南町 3-1-1
 弁護士 横山佳枝 東京都新宿区四谷 3-1-3
 弁護士 佐藤倫子 香川県丸亀市大手町 2-4-24
 弁護士 和田美香 東京都千代田区麴町 3-7-8
 弁護士 高見智恵子 群馬県館林市代官 10-34
 弁護士 和田恵 東京都千代田区神田佐久間町 2-7
 弁護士 土田清子 東京都新宿区百人町 2-2-1

以上

聖マリアンナ医科大学アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

聖マリアンナ医科大学は、キリスト教的人類愛に基づき、病める人々の心と体の痛みがわかり、かつ、医学・医療の実践者としての確かな専門知識、豊かな感性ならびに高い能力を有している医師の育成に力を注いでいます。

本学が求める学生像

1. 医師を目指す明確な目的を有している。
2. 医師になるための品格と倫理観を有している。
3. 医師になるための知性と科学的論理性を有している。
4. 病める人々の心と体の痛みがわかり、かつ、豊かな感性を有している。
5. 他人に対して自分の意見を明確に述べることができ、また、他人の意見を聞き入れこれを理解する気概を有している。
6. 誠実で協調性に優れ、広い視野を有している。

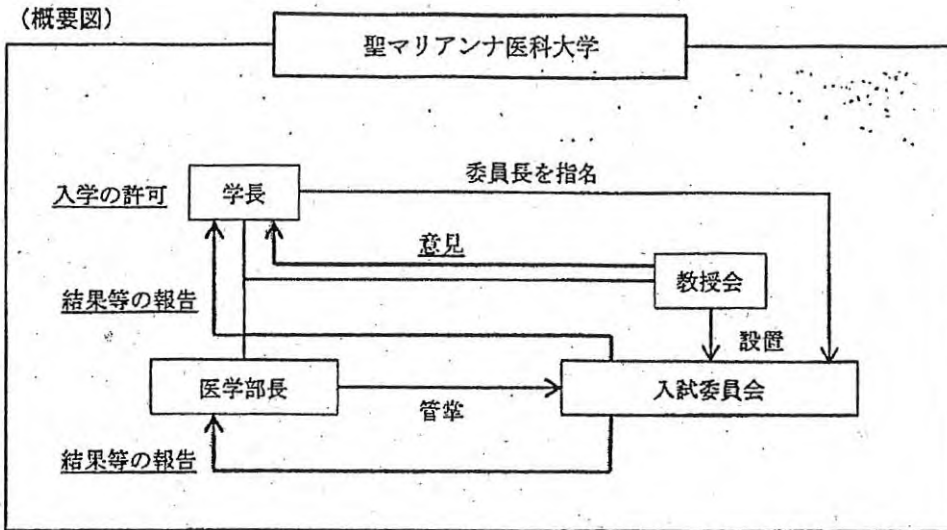
本学が求める学力

医師には生涯「自ら学ぶ力」が必要である。そのために、高校では医学を学ぶ上で基盤となる数学、理科をしっかりと学んでおくこと。その際は、表面的・断片的な知識の詰め込みでなく、体系的な知識と確かな応用力を身に付けるよう心がけることが必要である。

また、本学では英語が4年次まで必修科目として配当されており、実践的に英語を読み、書き、話すことができるようカリキュラムが組まれている。入学後の英語学習に必要となる、表現力や語彙力を高めておくようにすること。

さらに、本学では小論文試験および面接試験を課し、人物を多面的に評価している。小論文試験では、文章の読解力および表現力、論理的思考力を重視し、面接試験では、将来良き臨床医となるために必要な積極性、協調性、社会性を中心に評価している。

本大学の入試委員会の位置づけを図示すると以下のとおりである。



本大学は、学長が入学手続を終えた者に入学を許可すると定めており（学則第12条第2項）、入学に関する最終的な許可権者は学長とされている。もともと、学校教育法上、教授会は、学長が学生の入学に関する事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとしてされており（学校教育法第93条第2項第1号）、これを受けて学則第40条(3)は、学生の入学に関する事項を教授会の審議事項の1つとしている。そして、前記ア(イ)のとおり、教授会の下には、一般入学試験の実施・選抜に関すること等を審議するために、常置委員会として入試委員会が設置されている。

他方、本大学は、医学部の教育に関する校務を総括する者として医学部長を置き（教員組織規程第4条）、医学部長が入試委員会を含む5つの常置委員会を管掌するものと定められている（常置委員会規程第3条(1)及び第4条第1項）。

そして、入試委員会は、審議の経過及び結果を学長及び医学部長に報告することとされている（同第13条）。

別紙5

原告番号	受験年度		試験種別	損害項目 (単位:円)								請求額(円)
				受験型謝料	入学検定料	交通費	算式	書証	宿泊費	書証	弁護士費用	
1	平成30年度	2018	一般入試	3,000,000	60,000	56,514	13900*2 14357*2	甲A-1 甲A-2	12,500	甲A-3	312,901	3,441,915
3	平成27年度	2015	一般入試	3,000,000	60,000	1,714	857*2	甲C-1	0		306,171	3,367,885
4	平成28年度	2016	一般入試	3,000,000	0	330	165*2	甲D-1	0		300,033	3,300,363

(別紙) 受験内容・損害目録

原告番号	受験年度		試験種別	損害項目 (単位:円)															請求額(円)	
				受験慰謝料	不合格慰謝料	入学検定料	交通費	算式	書証	宿泊費	書証	授業料差額	家賃			引越し費用		弁護士費用		
2	平成29年度	2017	一般入試	3,000,000	0	60,000	1,100	550*2	甲B1	0									306,110	3,367,210
	平成30年度	2018	一般入試	3,000,000	5,000,000	0	2,942	550*2 921*2	甲B1 甲B2	0		5,811,000	甲B 4~6	1,181,969	甲B7	2,505,300	甲B8	110,160	甲B9	1,761,137

これは正本である。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

東京地方裁判所民事第 7 部

裁判所書記官

大西 由里子

